

漁業就業者誘致促進動画作成業務委託 仕様書

1 業務名

漁業就業者誘致促進動画作成業務委託

2 本業務の期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

3 本業務の目的

労働環境・少子高齢化・過疎化等の影響により、全国的に漁業従事者数は減少の一途を辿っている。当町においても、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響による漁船の損壊・漁業従事者の広域避難等の影響により、震災前 100 隻弱あった漁船は、令和4年度末現在、29 隻まで減少している。

当町は、県内において数少ない漁港保有自治体であり、漁業をはじめとした第一産業の活性化は町全体の活性化に繋がるものであり、先人から受け継いだ漁業を後世に引き継いでいく義務がある。

本業務では、当町における漁業就業者の現状を発信するとともに、漁業に興味を持っている方、または、漁業への就業を考えている方が漁業に魅力を感じてもらえるようなプロモーション動画を作成することを目的とする。

4 方針

・漁業就業者及び漁業関係に従事する方に取材等を通して現状を把握するとともに、漁業の魅力を最大限発信することにより、漁業就業希望者が請戸の漁業に従事する意欲が醸成できるようなプロモーション動画を作成すること。

5 本業務の内容

(1) 漁業就業者誘致促進動画作成業務委託

上述の「3 本業務の目的」及び「4 方針」を実現するため、以下の業務を実施する。

①プロモーション動画制作

ア 企画・構成

請戸漁港に従事する漁業者の作業を中心とした内容とし、漁業従事希望者及び漁業初心者等が就業に興味・関心を持てるような企画・構成とすること。

イ 取材・撮影

前述の「ア 企画・構成」に基づき、動画制作に必要な映像の撮影を行うこととし、以下の内容は委託業務に含むものとする。

- ・資料・素材の収集
- ・肖像権や著作権に係る必要な手続き
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ・会場使用料、出演料、交通費、謝金等撮影に必要な費用の負担

ウ 編集

動画においては、映像の加工・編集、ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップの挿入等の編集作業を行う。

エ PR 動画の要件・規格

- ・メイン動画（約3分程度）
 - ・上述のダイジェスト版動画（約1分程度）
- なお、詳細については発注者と協議によるものとする。

オ 情報発信

完成した動画は、公式 YouTube チャンネル「なみえチャンネル」、町イベント、町内公共施設等での放映による活用を想定する。

6 成果品

(1) PR 動画制作業務

ア 電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 枚

※PR 動画は mp4 形式とし、YouTube や町の HP にアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様とする。

イ 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存した電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 枚

7 留意事項

(1) 受託者は、委託業務の履行にあたり、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影にあたり調整が必要な場合には発注者に相談すること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、当該業務に関して知り得た情報を他に漏らし、または当該業務以外の目的に使用してはならない。委託業務完了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、発注者が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、発注者から提供された資料等を発注者の許諾なく複写または複製してはならない。
- (4) 受託者は、撮影した映像中に第三者が有する著作権、肖像権、商標権その他の権利を使用する場合、第三者の権利を侵害することがないように必要な措置を講じること。手続きなどの不備によって生じた一切の責任は受託者が負うものとする。
- (5) 受託者は、当該業務の履行にあたり、事故の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、当該業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 発注者へ納入した成果品に関する一切の権利は発注者に帰属する。
- (8) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合には、発注者と受託者が協議を行うものとする。